

いじめ防止等のための学校基本方針

丹波市立西小学校

令和5年4月改定

1 いじめ防止等の対策の基本的な考え方

今年度の学校教育目標は、「かんがえてどんどんのびよう」である。学校生活のあらゆる場面で、人を大切にする力が育つ場になるように、働きかけや指導を行っている。また、児童が自尊感情を高め、自分や相手を大切にしようと思えるように、受容的・肯定的な個に応じた対応で、児童の困り感が減るような指導を心がけている。しかし、児童の間では揉め事やトラブルが少なからず起きるのが現状であり、その揉め事やトラブルがいじめにつながることも想定される。本校では、全ての教職員がいじめに対し、「絶対に許されない。」「人権を侵害する卑劣な行為である。」「どの児童にも起こり得る。」「まったく無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるよう、いじめに対しては毅然とした態度で指導に当たる。

あわせて本校では、心の居場所づくりを土台に、「考えて行動する子が育つ」学校づくりに取り組むことで、いじめを生まない学校・学級風土や環境をつくり、未然防止の取り組み強化を推進する。

いじめの未然防止は日々の学校生活の改善から始まる。本校では、児童が、自己肯定感を高め、人との違いや多様性を認める『人を大切にする力』、相手の考えを聴き、自分の言葉で伝え合う『考えを伝え合う力』、失敗や間違いから学ぶ姿勢を支え励まし、自分ならできると『チャレンジする力』を身に付けることで、『自律する心』を高め、児童が自ら考えて、より良い人間関係を築こうとする意識を持たせる。これらのことにより、いじめの加害に向かうことを未然に防止する。

ここに、「いじめ防止対策推進法」に基く兵庫県・丹波市の基本的な方針を踏まえて、本校におけるいじめ防止の取組を一層推進するために、学校基本方針を策定する。

2 学校の取組方針及びその内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織について

本校は、「いじめ対策委員会（いじめ対応チーム）」を設置し、いじめの防止、早期発見、対処等に中心的、組織的に取り組む。

① 「いじめ対策委員会（いじめ対応チーム）」の構成

ア) 「いじめ対策委員会（いじめ対応チーム）」は、生活指導委員会が兼ねる。

イ) 校長、教頭、生活指導担当、養護教諭の4名で構成する。

ウ) 事案によっては、当該児童の学級担任や学年付き教諭、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが加わる。

エ) 重大事態における調査の場合は、「いじめ対策委員会（いじめ対応チーム）」を母体とする。

② 「いじめ対策委員会（いじめ対応チーム）」の役割

ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

イ) 「いじめ対策委員会（いじめ対応チーム）」の役割を保護者地域に周知し、いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ) いじめの疑いに係る情報の収集と記録、共有を行う。

エ) いじめ事案発生時には、緊急会議を開き、事実関係の把握、指導方針の決定、対応班の編成、保護者との連携を迅速に行う。

オ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携

カ) 「いじめ防止年間指導計画」に沿った取組の推進及び検証にあたる。

キ) 教職員の資質能力向上のための校内研修を進める。

ク) 「いじめ防止等のための学校基本方針」「いじめ防止年間指導計画」の点検と見直し、計画的・体系的にPDCAサイクルに基づく取組を行う。

(2) いじめの未然防止のために

いじめの未然防止のために、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりに努める。しかし、学校生活では、児童にストレスをもたらす要因として、友人関係、教師の姿勢や言動、自信や自己肯定感の欠如、過度の競争意識、学習の習熟度等が考えられる。そこで、児童の意識や背景、地域や本校の課題を踏まえ、次のような取組を進めていく。

- ① 学習のつまずきを解消し、全ての児童が「わかった、できた」と笑顔になる学びづくりを進める。
- ② 正解のない問いのある学び、個別最適な学び、協働的な学びを進め、多様な考えや学び方を広げる。
- ③ 多面的・多角的な児童理解を元に個々のニーズに応じた学びを進める。
- ④ 学びを支える基礎感覚を養成するからだづくりを進める。
- ⑤ 受容的で肯定的な児童観に立ち、発達特性に応じた対応で「児童の困り感」を減らす。
- ⑥ 相手を大切にす意識と態度を向上させるため、相手の言葉を「聴くこと」を徹底する。
- ⑦ 児童の心に寄り添う言葉がけで、児童が自分の内面を「言語化」できるような対応を心掛ける。
- ⑧ 生活のルール「自分がされて嫌なことは、しない、言わない」を浸透させる。
- ⑨ 結果よりも「プロセス」を重視し、どの子も自分の力を伸ばそうという意欲を育てる。
- ⑩ 児童の成長と変容を信じ、児童が、自己選択、自己決定する姿勢を尊重し、自律する心を育てる。
- ⑪ 支援や配慮を要する児童を中心に据えた、心の通い合う学級づくりを進める。
- ⑫ 教師と児童の信頼関係を築くため、児童と向き合うゆとりのある教育課程と業務改善を推進する。
- ⑬ 教職員が気軽に児童の話題が共有できる雰囲気大切に、心の通い合う職員室をつくる。
- ⑭ 児童が主語の授業づくりを進め、児童が失敗や間違いから学ぶ姿勢を励ます、支える。
- ⑮ 人権教育の中で、「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、人として決して許されるものではない」ことを児童に理解させる。また、道徳の授業を通して、やさしい心、相手を思いやる心を育む。
- ⑯ たてわり班活動を充実させ、異年齢間で友だちを気づかい、助け合う関係を築く。
- ⑰ 学校支援ボランティア等、学校に来る人を増やし、地域の人にも見守られる安心感を醸成する。
- ⑱ インターネットにひそむ危険性や、子ども達が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。
- ⑲ 児童会が主体となりいじめ防止に向けたスローガン作りを呼びかける。
- ⑳ いじめ・暴力ゼロ市民運動強化月間には横断幕を掲示し、地域へ呼びかけたり、児童が主体となったいじめ防止に向けた取り組みを行ったりして、全校生に啓発する。
- ㉑ 性同一障害等に関する正しい理解の促進に努める。

(3) いじめの早期発見

日々の学校生活、登下校、地域での生活において、具体的ないじめの態様やその兆候がないか気を配り、いじめの早期発見に努める。

① いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう（法

第2条)。

②いじめの基本認識

- ・いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ・暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ・いじめは、その様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

平成29年8月兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」改訂版より

③具体的ないじめの態様 (例)

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より

④いじめの早期発見のための手立て

ア) 日常の児童観察を大切にする。

- ・授業の内外を問わず、一人ひとりの表情や行動の様子をよく観察する（休み時間、昼休み、給食時掃除の時間、放課後）
- ・小さな変化も見逃さないようにする。
- ・グループやグループ内の人間関係を把握する。
- ・教師不在の時間帯、空間に注意をはらう。

イ) 学級日誌、生活ノート、日記、連絡帳等を活用する。

ウ) 学期に一回、「いじめアンケート」を実施する。また、必要に応じて個人面談を行う。

エ) アンケート以外にも、日常的に児童の悩みや訴えを把握する手立てを工夫する。

オ) 保健室を利用する児童について、担任と養護教諭が日常的に情報交換を行う。

カ) 保護者や地域からの情報、連絡、訴えには直ちに対応する。

(教育相談、学級懇談会、個別懇談会、PTA 地区別懇談会・地域住民との集落座談会、ウォーキングパトロール隊、連絡帳、電話、メール等)

(4) いじめに対する措置のために

いじめを認知した際は、「いじめ対策委員会」(いじめ対応チーム)が中心となり、「いじめが起こった場合の組織的対応の流れ」(別紙)に基づき、速やかに対応する。

① 対応の流れ

- ・まず、担任による報告を受け、共通理解をする。
- ・次に、調査方針・分担を決める
- ・そして、具体的調査を行う。その際、児童の個人情報等の扱いには十分注意する。
- ・事実関係を把握する。

◇いつ、どこで起こったのか？	(日時、場所の確認)
◇誰が、誰をいじめているのか？	(加害者と被害者の確認)
◇どんな内容のいじめか？ どんな被害をうけたのか？	(内容の確認)
◇いじめのきっかけは何か？	(背景と要因)
◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？	(期間)

- ・いじめの報告をする (第1報～最終報告)。
- ・いじめられた児童の保護者へ情報提供を行う。
- ・いじめられた児童に対するケア、支援を行う。
- ・いじめた児童の保護者へ情報提供を行う。
- ・指導方針を決定して、対応班を編成する。
- ・対応班によるいじめ解消に向けた指導を行う。
- ・継続指導・経過観察を行う。

(5) 重大事態への対処のために

① 重大事態とは

I いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

II いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間 (年間30日以上または一定期間連続して欠席している場合) 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 但し、児童や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申立てがあったとき

② 重大事態の報告

校長は重大事態が発生した場合、すぐに丹波市教育委員会を通じ市長に報告する。

③ 調査

学校が調査主体になる場合、「いじめ対策委員会」(いじめ対応チーム)を母体とした組織が行う。

(6) 家庭・地域・関係機関との連携のために

① 家庭・保護者との連携

- ・学校基本方針やいじめに関する学校の状況や取組等について発信し、理解が得られるようにする。
- ・相談しやすい環境、受け入れ体制をつくる。

「学年懇談会」「個別懇談会」を開催する。

「教育相談」を定期的実施する。

緊急時や必要に応じて保護者に来校してもらう (即時・放課後)

② 地域との連携

- ・ホームページなどで、学校基本方針やいじめに関する学校の状況や具体的な取組等について発信し、理解が得られるようにする。
- ・「集落座談会」「学校運営協議会」「学校評価委員会」「民生・児童委員会」を開催する。
- ・ウォーキングパトロール隊、駐在所、学校評価委員、民生委員、その他地域関係者と日頃から連絡をとり合う。

③ 関係機関との連携

- ・学校だけで解決が困難な事案については、「丹波市教育委員会（いじめ対応プロジェクトチーム）」「丹波警察署」「医療機関」「丹波市健康福祉部自立支援課家庭児童相談係」「川西こども家庭センター」「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」「丹波教育事務所（学校問題サポート支援チーム）」などと連携する。

3 いじめに関する資料の保管

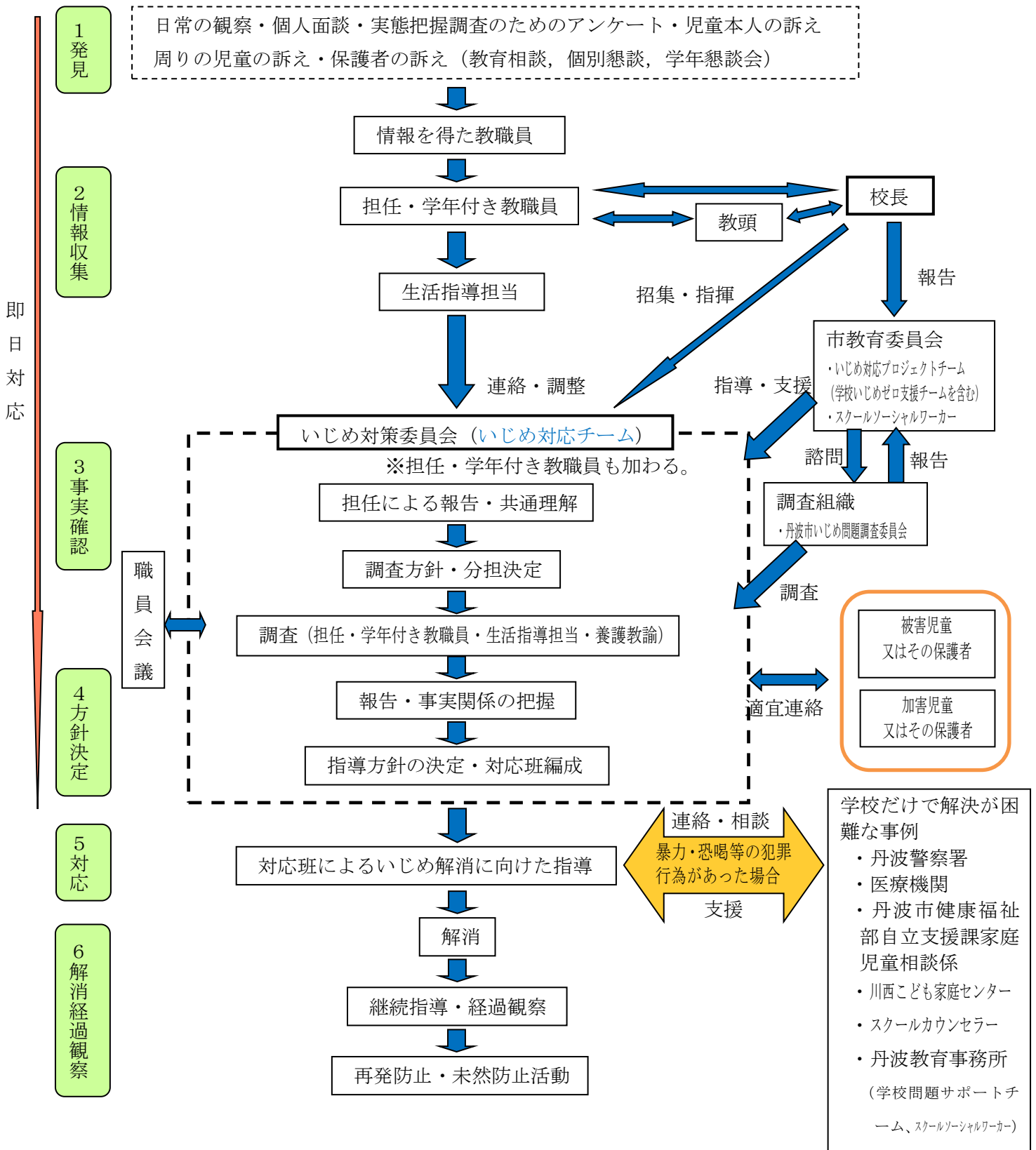
- (1) いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を対象児童が卒業するまで学校が保管する。
- (2) 回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わりから5年間、学校が保管する。
- (3) いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わりから10年間、学校が保管する。
- (4) 保管年限が経過した資料については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。

別添1 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

別添2 いじめ防止年間指導計画（令和6年度版）

別添3 いじめの重大事態発生時の対応の流れ

丹波市立西小学校 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

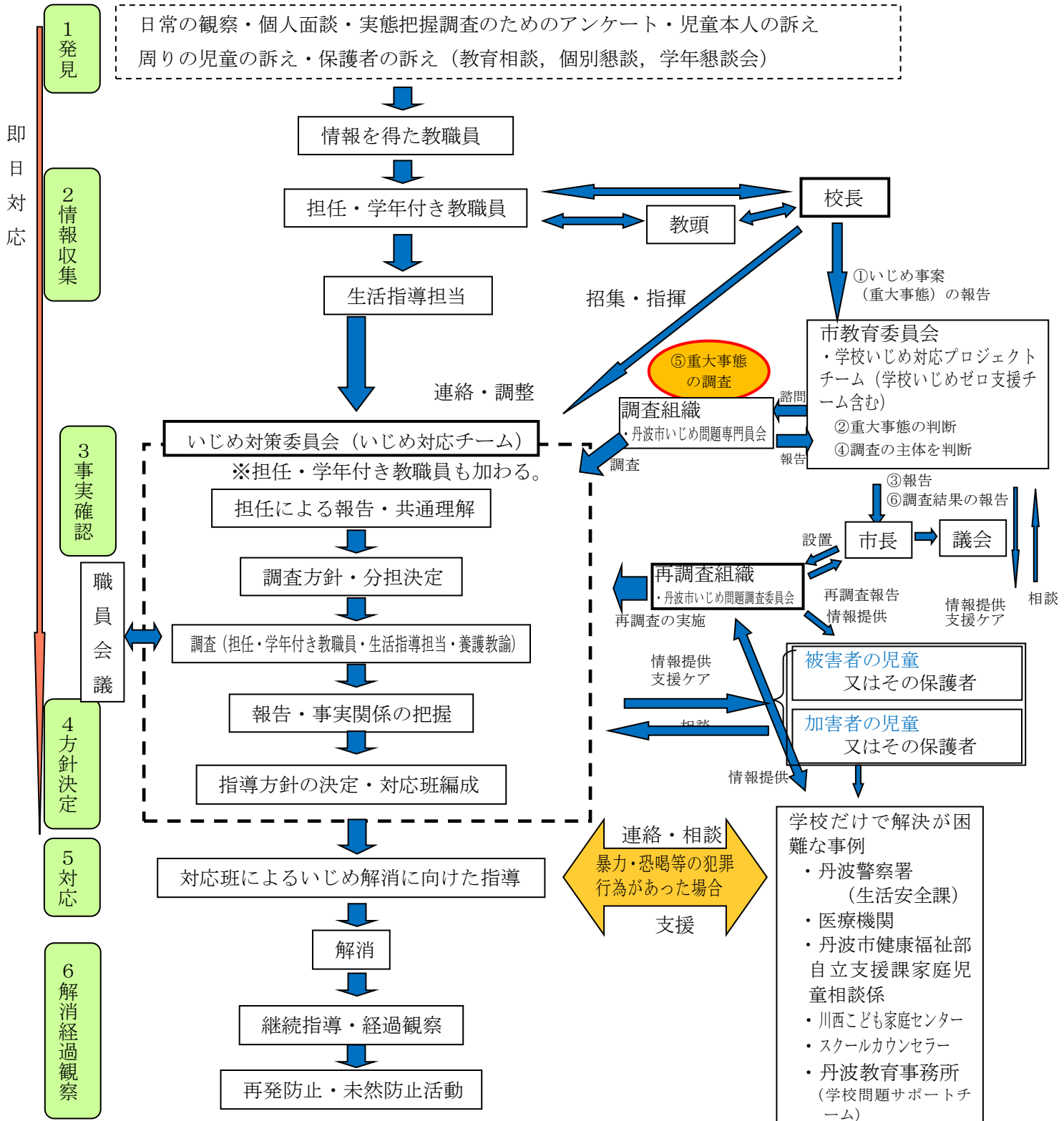


丹波市立西小学校 令和6年度いじめ防止年間指導計画

	職員会議，校内研修，地域・保護者との連携	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新旧の担任による引き継ぎ ・いじめ対策委員会会議（指導方針・指導計画） ※生活指導委員会が兼ねる。 ・職員会議 ・職員会議や打ち合わせ後の学級の児童の様子交流 （各学年の実態を共通理解する。） →以後通年	<ul style="list-style-type: none"> ・学級の間人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級の様子観察 ・下校指導における観察
5月		<ul style="list-style-type: none"> ・ネットいじめや情報モラルに関する資料を活用 ・異学年の間人間関係づくり（1年生を迎える会） ・学級での人間関係づくり（自然学校・修学旅行） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> （事案発生時、緊急対応会議の開催） ・集落座談会による啓発 ・学校評価委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会による、学校スローガンづくり ・いじめに関する資料を活用した道徳授業 （道徳の年間カリキュラム） ・ネット利用に関する講演会への参加 ・学校SSTの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートおよび面談 ・学校生活アンケートの実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・個別懇談会による保護者との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・自校でのいじめゼロに向けた取組の確認・いじめ防止に向けたポスターの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区児童会での実態把握
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修（カウンセリングマインド研修，指導を困難とする児童への対応研修） ・各種研修講座への参加 ・民生・児童委員との懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に向けた標語作り、呼びかけ（6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニ地区児童会での実態把握
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会会議 （情報共有，2・3学期に向けた計画） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に向けたスローガン作り、呼びかけ（児童集会） ・異学年の間人間関係づくり（秋季運動会） ・学校SSTの実施 	

10月	<ul style="list-style-type: none"> （事案発生時、緊急対応会議の開催） ・ 参観日での学年懇談会による実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者向け研修会（人権参観日での人権講演会等） ・ 教育相談 ・ 児童会行事 ・ いじめ防止に向けたポスターの掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめアンケート
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評価委員会 ・ 懸垂幕の掲示（いじめ暴力ゼロ市民運動強化月間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級での人間関係づくり（音楽会） ・ 教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活アンケート
12月			<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区児童会での実態把握
1月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談 ・ 学校SSTの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミニ地区児童会での実態把握 ・ 学校生活アンケートの分析
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ対策委員会会議（本年度のまとめ・来年度の課題検討） ・ 校内研修（自校の取り組みのまとめ・共通理解） ・ 学校評価委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめアンケート
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担任による新学年への引き継ぎ事項のまとめ ・ 小中連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異学年の人間関係づくり（6年生を送る会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区児童会での実態把握

丹波市立西小学校 重大事態対応の流れ



【重大事態】
 I 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 II いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 ※児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案
 相談: 指導により十分な効果を上げることが困難である場合
 通報: いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合